

加美町から転出される方へ

- * 転入届は、新しい住所地に住み始めた日から14日以内に新住所地の市町村窓口で手続きをしてください。（正当な理由がなく14日以内に届出をしないと過料に処せられる場合がありますので注意してください。）
- * この転出証明書に記載してある転入地を変更して、他の場所に転入する場合でも、実際に転入する市町村窓口はこの転出証明書を提出してください。
- * もし、ご都合により転出をやめた時は、必ずこの転出証明書を持参して当役場の窓口で転出取り消しの手続きをしてください。
- * 転出証明書を紛失した時は、当役場の窓口で再交付の手続きをしてください。
- * 海外へ転出される方（1年以上海外に住む方）も転出届が必要です。帰国後に転入届をなさる際にはパスポート・戸籍謄本・戸籍附票をご持参ください。
- * 転入には ①転出証明書又は個人番号カードあるいは住基カード ②通知カード（個人番号カードを持っている方を除く）③本人確認書類（免許証など）④印鑑 が必要です。

手続きするもの	加美町での手続き	新住所地での手続き
通知カード又は個人番号カード	特に必要ありません。	住所変更手続きの際に、変更後の住所をカードに追記しますので、ご持参の上、窓口に提示してください。
印鑑登録者	印鑑登録証をお返しください。転出年月日をもって登録が廃止されます。	新住所地で改めて登録をしてください。手続きは各市町村によって異なりますので、新住所地市町村へお問い合わせください。
国民健康保険加入者	保険証をお返しください。 （町民課・各支所・保健福祉課保険給付係（63-7872））	新住所地で加入手続きを行ってください。
国民年金加入者・受給者	特に必要ありません。	年金手帳・証書、印鑑を持参の上、住所変更手続きをしてください。
小中学校の児童・生徒	現在通っている学校から在学証明書と教科書無償給与証明書をお受け取りください。	学校の指定を受けて、転校の手続きをお取りください。
児童手当受給者	「町外転出に伴う手続きについて」をご確認の上、必要書類を取得し手続きを行ってください。	
児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当受給者	手続きが必要な場合があります。 子育て支援室（63-7870）にお問い合わせ下さい	新住所地でも引き続き手当を受ける場合、手当証書、印鑑を持参の上、住所変更手続きをしてください。
子ども医療費助成受給者 母子父子家庭医療費助成受給者 心身障害者医療費助成受給者	受給者証をお返しください。（町民課・各支所・子育て支援室（63-7870）・保健福祉課障害福祉係（63-7871）） 新住所地での手続きに必要な課税証明書をお取り下さい。 （課税証明書は、1月1日時点で住所を有していた市町村で発行されます。）加美町は税務課（63-3114）又は各支所にて取得できます。	医療費助成制度は、市町村によって異なります。新住所地市町村へお問い合わせいただき、手続きをご確認ください。
各種障害福祉サービス受給者	加美町で発行している受給者証をお返しください。 （保健福祉課障害福祉係（63-7871）・小野田福祉センター（67-5100）、宮崎福祉センター（69-5636）） 新住所地での手続きに必要な課税証明書をお取り下さい。 （課税証明書は、1月1日時点で住所を有していた市町村で発行されます。）加美町は税務課（63-3114）又は各支所にて取得できます。	課税証明書、健康保険証、印鑑、年金振込通知書（障害年金受給者のみ）を持参の上、改めて手続きをしてください。
後期高齢医療制度加入者	県外へ転出する方のみ保健福祉課保険給付係（63-7872）で手続きを行ってください。	新住所地で加入手続きを行ってください。
介護保険受給者	被保険者証をお返しください。 （町民課・保健福祉課高齢者福祉係（63-7872）・各支所） 介護認定を受けている場合は、保健福祉課高齢者福祉係（63-7872）で「介護保険受給資格証明書」をお受け取りください。 ただし、介護保険施設入所による転出の場合は、特に手続きは必要ありません。被保険者証の返却も不要です。	新住所地で新たな被保険者証を受け取ってください。介護認定を受けていた場合は、「介護保険受給資格証明書」を持参の上、改めて手続きを行ってください。ただし、介護保険施設入所による場合は、特に手続きは必要ありません。
125cc以下のバイク 小型特殊自動車をお持ちの方	ナンバープレートと印鑑を持参の上、廃車の手続きをしてください。（税務課（63-3114）・各支所）	廃車証明書、印鑑を持参の上、手続きをしてください。
中長期在留者・特別永住者	特に必要ありません。	必ず、在留カード・特別永住者証明書を持参して転入届を行ってください。
犬を飼っている方	特に必要ありません。	加美町の鑑札と印鑑を持参の上、登録を行ってください。

【問い合わせ】

〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

〒981-4392 宮城県加美郡加美町字長檀75番地2

〒981-4401 宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷一番52番地4

代表 (0229) 63-3111

加美町役場町民課 63-3112

加美町役場小野田支所 67-2111

加美町役場宮崎支所 69-5111